

「こども性暴力防止法」の施行に伴う学校等における実習及び児童等と接する諸活動について（お知らせ）

令和 9 年度入試出願（入学）予定者の皆様へ

令和 6 年 6 月に「こども性暴力防止法」が成立し、令和 8 年 12 月 25 日に施行される予定です。

この法律は、教育・保育などを行う事業者に対し、児童等への性暴力を防止するための措置を講じることを義務付けるものです。本法の施行により、学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行う学生の皆様にも影響が生じることから、出願前にご確認いただきたい重要な事項をお知らせいたします。

1. 学校等における実習及び児童等と接する諸活動前における犯罪事実確認について

法の施行日（令和 8 年 12 月 25 日を予定）以降、学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行う前に、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があります。

この手続きにおいて特定性犯罪前科が確認された場合、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断がなされ、児童等に接する学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行うことができません。

2. 教員免許・保育士資格及び各種国家試験受験資格取得等への影響について

特定性犯罪前科がある場合、教育実習・保育実習及び児童等と接する諸活動ができないことにより、教員免許・保育士の資格取得等ができなくなる可能性があります。

その他、福祉、心理に関する国家試験受験資格課程の実習においても、実習できる分野が制限されるなど資格取得に影響が出る場合があります。

3. 出願（入学）に際してのお願い

上記の内容を十分にご理解いただいた上で、出願をご検討ください。

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、入学手続の際には、本件に関する同意書及び誓約書をご提出いただくとともに、学校等における実習及び児童等と接する諸活動に参加する前に特定性犯罪前科がない旨を誓約いただきますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

これらの書類は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

【参考】こども性暴力防止法について

制度の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども家庭庁「こども性暴力防止法」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

本件に関するお問い合わせ

愛知淑徳大学 アドミッションセンター

電話番号：052-781-7084